

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 平成28年9月13日(火) 10:07~11:10

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

粒谷 友示 委員長

梶川 虔二 副委員長

山中 益敏 委員

川田 裕 委員

藤野 良次 委員

安井 宏一 委員

米田 忠則 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 福西 こども・女性局長 ほか、関係職員

枡井総務部次長(人事課長事務取扱)

傍聴者 なし

議 事

(1) 9月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○粒谷委員長 それでは、ただいまの説明、またはその他の事項を含めて、質疑があればご発言願います。

○今井委員 議案で、登美学園と筒井寮の建てかえの基本設計ですが、実施がおくれるので、一体化という話はわかりました。やはり福祉施設の場合に、木を使った温かいものを希望しています。中央こども家庭相談センターも木を使って、大変温かみのある施設になりましたので、そうした点では何か考えておられることがありましたら、どういうものがあるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、この前の事件がありましてから防犯対策としてのカメラの設置が障害福祉施設、それから児童養護施設に新たに設置されるということで、カメラを取りつけると、出入りの方もチェックすることにもなるでしょうし、内部の人もカメラにチェックされるこ

ともなってしまうのではないかと、心配な点がありますけれども、どのような配慮をされているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、待機児童の解消の問題で、前回の委員会でも取り上げさせていただきました。保育所の増設や定員をふやしていただいているわけですが、ことしもまた待機児童が出ているという問題です。平成27年3月に、奈良こどもすくすく・子育ていきいきプランをつくっていただきましたが、この中には、平成26年度には10市町村に待機児童がいるけれども、平成29年度にはゼロにするという目標が記載されており、あと1年ですが、どうゼロにしようとしているのか、今年度の保育園の増設や、定員増の見通しなど、県でどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

こども家庭相談センターは、後で川田委員が聞くとお思いますので、またその関連で質問させていただきたいと思います。

○芝池障害福祉課長 今井委員から2点お尋ねです。

まず、登美学園の建てかえ整備に係る木材の使用について、県の条例で定められている施設、それから運営基準においても木材を使用することとなっていますので、ぬくもり等を考え、これから実施設計、基本設計に当たり、使用についてはしっかりと考慮をしたいと思いますと考えております。

それから、2点目の防犯カメラの設置の関係ですが、これはあくまでも防犯のために設置するもので、建物の外からの侵入、あるいは出入り口が中心になるかと思っています。委員がご心配の内部、入所されている方の行動を監視するような目的を持っているものではありません。設置に当たっては、その点も配慮して、整備に努めたいと考えています。以上です。

○正垣子育て支援課長 待機児童の解消についてです。

平成28年度の保育所の整備予定について、安心こども基金や国の補助金など活用して、保育所等の新設や増改築などの整備を行い、平成28年度中に、276人の定員がふえる予定です。今年度の整備分で待機児童解消が一定進むと考えていますけれども、平成29年度の保育所等の整備分を含めて、平成29年度末での待機児童ゼロを達成していきたいと考えています。以上です。

○今井委員 奈良県の仕様で木を使うということなので、安心しました。つくるからには、本当にいいものをつくっていただきたいとお願いしていただきたいと思います。

それから、防犯カメラの点ですが、本来は人手がきちんと配備されることが望ましいと

思いますけれども、建物の外からの侵入ということで、内部の監視の目的ではないと言われておりますので、設置については、十分に配慮して進めていただきたいと思いますので、お願いします。

保育所の関係ですが、今年度276名の定員増という見通しを言われていますが、前年度も340幾つ、4人でしたか、その増ということでしたが、実態としては260名ほどの待機児童が生まれたということで、500名、600名ぐらいなかったら足りなかったのではないかと考えているのです。本当にこの276名という定員増で解消されるのかどうか、見通しなどはどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○正垣子育て支援課長 昨年度、保育所の整備などで523人の定員がふえた状態ですが、けれども、保育所の整備により、潜在的なニーズが引き出されることもあり、待機児童数は減少していない状況です。今後、市町村に現状把握、状況、情報の共有などを行いながら、それぞれの地域での待機児童解消に向けての課題等を共有しながら、待機児童ゼロに向けて進めたいと考えています。以上です。

○今井委員 どうなるかわかりませんが、配偶者控除廃止も今議論されている状況で、ますます女性が外に出ていく方向が減ることはないと思っています。ぜひ市町村とよく相談していただきながら、平成29年度の終わりには待機児童ゼロという目標が実現できるように努力していただきたいと思います。以上です。

○山中委員 私からも、先ほど今井委員がおっしゃった待機児童等についてお聞きしたいと思います。

ことしの4月1日時点の待機児童の状況ということで、厚生労働省から9月2日ぐらいに、公表がありました。全国的には、皆さんもご案内のように、2万3,535名、昨年同時期に比べますと386名増の、2年連続、待機児童が増加したという報告がありました。県内においても、新聞の内容を見ますと、260名の待機児童で、昨年よりも7名増加と掲載されていたと思います。その間、先ほど子育て支援課長からも答弁がありましたけれども、国全体で見ますと、約9万5,000人分の新たな保育の受け皿が整備されたということですが、また一方で、女性の就業率が上昇する中で、入所の申込者がさらに増加をしていく傾向にあることから、なかなか待機児童の解消がされないこともその原因かと思っています。

そうした中で、今年度から企業が主に従業員向けに設ける企業主導型の保育所事業が整備され、動いているとお聞きしています。この事業は、自治体の認可外の事業ですが、整

備費、また運営費の一部が補助されるということで、今政府も2017年度末に5万人の受け皿を目指して取り組みをしています。そこで、この企業主導型保育事業の推進状況を、これは県内の分も含めて、ご報告をいただきたいと思います。

そして、2点目が子ども・子育て支援法の改正によって、今回創設された企業主導型の保育事業で、こちらの保育所の設置については、申請者が直接公益財団法人児童育成協会に行き、その申請が受理され、交付がされます。もちろん地元の都道府県に追って届出をする規定はあるようです。県でも、事前に地元の市町村に協議をしながら進めている企業があるとお聞きしています。ただ、いずれにしても、この申請も公益財団法人児童育成協会に直接されますし、後ほど県に申請結果で返ってくる。地元の市町村は、それ以降の連絡になってしまったりすると、地域における連携がどうなっているのかと、大変心配な点もあります。そういうことで、県の立場を踏まえた上で、先ほど申しました財団、それから各地元の県及び市町村、それと企業との関連性をお聞かせいただけたらと思います。

先にこの2点、お願いします。

○正垣子育て支援課長 企業主導型保育事業について、県内の状況ですけれども、先般内閣府から1次募集の状況が公表されました。県内では7つの事業主体に助成が行われることとなりました。7つの保育施設の定員の合計は258人という状況です。

次に、県、市町村の役割分担についてです。

まず、県の役割としては、企業主導型保育に係る事業所内保育施設への適切な指導監督、県への届出事項などの市町村への情報提供、それと、設置を希望する企業等からの問い合わせに対して助言や設置への働きかけなどとなっています。市町村の役割ですが、市町村保育所等への入所を希望する保護者に対して、企業主導型保育施設も含めて情報提供をすることや、企業主導型保育施設からの求めに応じて、連携施設の設定について、必要な協力を行うよう努めることなどとなっています。事業開始や届出などは今後ということになりますが、この事業を円滑に実施するためには、県、市町村が情報を共有するなど、緊密に連携することが重要と考えています。以上です。

○山中委員 わかりました。先ほど7カ所で258名の定員と答弁をいただいたわけですが、企業主導型の保育所の事業は、一覧表を見ますと、全国的には、県を含めて、38都道府県で150の保育所の助成が行われ、第1次の決定がされたようです。この150の保育所の定員数を全部足すと、3,900名近くになると思うのですが、このように、保育の量の確保が進んでいますけれども、一方で、質の確保が果たしてどうなるのか。

先ほど市町村の連携等では言っていましたけれども、例えば慢性的に不足している保育士ですけれども、今回のこの施設に限っては、職員全体の半数が保育士であればよいということもあります。また、保育料、それから入園の基準も認可保育園とは異なるので、親にすると不安の要素かと思えます。今後この保育の質の確保をどのようにこういった園で図っていくのか、お聞かせいただけたらと思えます。

○正垣子育て支援課長 企業主導型保育事業の質の確保についてです。

この企業主導型保育事業の制度として、保育の質の向上のために保育士の割合が高くなるほど、単価が高くなるという仕組みが導入されています。また、保育士以外の保育従事者については、子育て支援員の資格を有している者や自治体、公益財団法人児童育成協会が実施する子育て支援員の研修を受講することが求められています。県としても、保育の質の確保は非常に重要だと考えています。立入検査などを実施して、安心して利用できるように進めたいと考えています。以上です。

○山中委員 立入検査など、その他の保育士の質の向上ということで、特に指導監督がどこまでできるかはあります。まだ実際に7つの事業所のほとんどが来年4月に開園予定だと確認しているのですけれども、先ほど子育て支援課長がおっしゃった立入検査なども含めて、質の確保につながる部分をしっかりやっていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

それと、きょうの奈良新聞に、奈良新聞政経懇話会が出ていました。知事が、今度講師で来られるようですが、働いてよし、そして生んでよし、子育てよしということで、女性の活躍しやすい奈良県をつくるというのが演題だそうです。もちろん奈良県は、これまでも地方の創生に必要な政策分野ということで、住んでよし、働いてよし、訪れてよしという3つの基本方針のもと、進めてこられたと思えます。この新たに知事がおっしゃっている、特に女性の活躍しやすいという点で、こども・女性局長にお聞きしたいと思います。この働いてよし、そして生んでよし、子育てよしと、この点でご所見を伺いたいと思えます。

○福西こども・女性局長 私もきょう、奈良新聞で拝見いたしました。かねてより少子化対策や、女性活躍、本県、また国を挙げての政策という形で取り組んでいるところです。その中で、県民の方々にどういう形で行政を進めているのか、ご理解いただいた上で、いろんなご協力、ご支援を賜ったり、意識改革が一番大きな要素であると思っており、知事が講演しますことを機会と捉えて、あらゆる施策を推進していく講演会になるようにと願

っています。以上です。

○山中委員 そのマインドという部分が、先日も本会議で大変重要だ、また、大変難しい課題だと、知事もみずからそういう答弁をいただいたかと思いますが、その意識改革を当面はしっかりとやると、ほかのところでもお聞きしましたので、進めていただくことをお願いして、質問を終わります。

○川田委員 きょうは総務部次長、お越しいただきありがとうございます。

先日、質問の内容は事前に通告はしてあったのですけれども、児童福祉法の改正があり、今度から法律が変わったと。専門士等々を置いていかなければいけないなど、多々あるのですけれども、そのあたりについて、前回のこの特別委員会において、特に児童相談所関係で、専門の方も、総合的な人員も非常に少ない。また、新聞等でも報道をされていましたが、奈良県が児童相談所に対する率が非常に高いということで、前々から言われていたことで、祭りをしたりなど、そういったものはいいのですけれども、やはりこういった本当に困った方、また子どもたちが健やかに成長していける環境を県が行っていく、これが行政事務の義務だと思うのです。その義務において、祭りなんか、別に義務ではありませんので。だから、義務というのがどういうことかということ、予算執行の優先順位にかかわってくる問題でありますから、まずそのあたりを早急に改善、もしくは補充をしていく必要があるのではないかというのが前回の特別委員会での質問だったのです。

そこで、人事関係については、当然担当の方がお答えいただくわけにはいきませんので、人事の担当を今回出席要請をかけていただきたいということで、ご出席を賜ったわけで、そのあたりについて、今法制が、急に改正されてきたと、経過措置が非常に短いという苦しい部分はあるのですけれども、ただ、変わった以上はやはりやっていかなければいけないこともあり、今後の取り組み状況をお教えいただければと思います。

○拵井総務部次長（人事課長事務取扱） 今回、変更になりました法改正の対応をしなければいけないということで、担当課から概算を聞いていますが、段階的とおっしゃいましたけれども、最終的に平成31年4月までに20名を超える増員が必要とされていると聞いています。この配置については、委員もお述べになりましたし、法令で定められたところですので、人事課としてしっかり対応して、増員していきたいと考えております。

○川田委員 定数との関係も出てくると思うのですが、こういった専門職の方を雇われることになれば、いつも言われている地方公務員法第3条第3項第3号のような嘱託職員では、だめですよ。やはり専門職となれば、任期つき職員の条例の適用になってくると思

うのですが、定数枠に入ってきますので、前からもお聞きしていたのですけれども、今後、調整が必要になってくると思うのです。特にこういった精神保健福祉士や、こういったいろいろなものが今後義務づけられてくることになれば、今度一般職を若干減らしていかなければいけないというバランスも出てくると思うのですけれども、そのあたりのお考えはどのようにお持ちですか。

○**枘井総務部次長（人事課長事務取扱）** 人員を確保することが大事だと考えています。委員もお述べになりましたけれども、任用形態は、いろいろあると思いますが、大阪府等他府県の状況も見ながら、しっかり確保できる任用を考えているところです。担当課ともしっかり意見を交換しながら整理して、任用形態を考えていきたいと思っています。

○**川田委員** もう少し具体的な答弁をいただきたいのですが、平成31年4月までに、20人を増員をしなければいけない。現状で考えた場合、20人だと。ただ、奈良県の状況を考えた場合に、本当に児童相談所の方が大変で、私も知っている方がいるのですが、仕事が相当多くて、まして、子どもたちのことであって、本当に情熱を持って仕事をしていただいているのが現実で、人手がない、市町村の方々も巻き込まなければいけない。また、先日、生駒市へ視察に行かせていただきましたけれど、県と市町村との明確な役割をはっきりとしてほしいと訴えておられて、こども・女性局長もそれは当然取り組まなければいけないという返事をされていましたが、本当にそこがポイントだと思うのです。

多様性を持つのはいいかもしれないですけど、持ち過ぎると、また逆に弊害もあって、それが市町村の非常に大きな悩みになっているのが現実であり、そこで、どうかかわってくるかという、人員の配置が一番重要な問題になってくると思うのです。そのあたりを、きちんとした計画を立ててやっていかないと、平成31年までに20名ふやすというのですけれど、では、来年までに何人ふやすのか、その次の年までにどうするのかという、今は言えないと思いますけれど、計画段階を明らかにしていただきたいと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○**枘井総務部次長（人事課長事務取扱）** まず、段階的というお話が今ありましたので、担当課から聞いている概算を申し上げますと、この10月から10名、平成29年4月からさらに5名、最終的には平成31年4月に7名、合計22名と、増員が必要であると聞いています。任用形態をいろいろ考えていかなければならないと思いますが、正規職員の増員ももちろん検討しながら、お述べになりました任期つき採用も考えながら、検討していきたいと思っています。

○川田委員 ということは、ことしの10月まで20名は増員いただけると、こういうことでよろしかったですか。

○柘井総務部次長（人事課長事務取扱） ことしの10月から施行ですので、ことしの10月から必要ですけれども、実際には難しいと考えてます。

○川田委員 そうですね、ことしの10月は、絶対無理ですけど、では、早急に、募集をかけていかなければいけないということですよ。募集をかけて応募者がなければ、言いわけはできると思うのですが、公募もしないければ、それはまた違った話になってきますので、その点は、いつまでに採用公募をかけていただけるのですか。

○柘井総務部次長（人事課長事務取扱） 具体的に決めていませんけれども、現年度内に早急に募集をかけていく考えでいます。

○川田委員 年度内、簡単に考えれば、来年度の頭からは、こういった新しい人員体制でスタートできると、このような考え方でよろしいのですか。

○柘井総務部次長（人事課長事務取扱） それに向けて検討をして、事務を進めたいと思っています。

○川田委員 奈良県の障害、児童福祉等の担当の方も、本当にご苦労いただいている中で、こういった事案がどんどんふえるのは、時代の流れ、今の環境かもしれないですけども、実際に仕事をしていただいている方の環境も人事課としては十分に考慮いただきたいです。本当にしんどくなったり、特に今よく言われる鬱病や、気分障害、不安障害、いろいろありますけれど、これが公務員関係のデータでは、公務員の抑鬱傾向が一番高いというデータが出ています。その中でも、調べていくと、福祉関係に接する方たちの精神的状態が非常に幅広く揺れ動く傾向が出ているということで、国の調査でも出ていますけれど、その点も人事としては人員管理ということもありますので、市町村においても、どうしても福祉は住民の皆さんと接しながら、また、本当に難題を解決しています。道路をつくるのも大変かもしれないですけど、そういった難題を、一つ一つ違ったケースを課題を持って、それを解決していかなければいけないという非常にシビアといいますか、難しいというか、困難を伴う仕事です。だから、そういった傾向もあって、精神的な問題も数値にあらわれていると思っているのです。本当によい人は、こういう言い方は悪いですけど、よいのですよ。けれど、本当に困っている方とか、そういったものが、その層が厚くなってくれば、統治という問題で混乱を生じるということは、全世界の共通の認識であり、だから、そこをいかに解決して薄くしていくかが行政の最大なる責任ではないかと思えます。

そこに関連して、人事ということは、本当に限られたパイの中で配置をしていくのは、本当に人事課も大変な仕事だと思うのですが、今まで目を向けられなかったところに少しでも光が当たるような人事政策をやっていただきたいと望むのですが、総務部次長の意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

○**枘井総務部次長（人事課長事務取扱）** 人事の配置については、述べられたように、人という資源、経営資源は非常に限られていますので、それをどううまく配置するかは、委員のお述べになられた観点も含めて、考えていかなければならないと思っています。ただ、福祉部局に限らず、どの部局も同じことで、増員以外の部分でいろいろな工夫や取り組み、事務を効率化することも可能だと思いますので、総合的にいろいろ考えて配置していきたいと考えています。

○**川田委員** 特別というのはできないかもしれないですけど、それは実態に合わせて、また考えていただければと思います。まして、こういったパイがふえてきているので、ふえてきているということは法律も改正された。法律改正されるということは、法によっての命でやるわけですから、そういった交付金等も当然入ってきます。それが人数もふやせない、けれど、違う部署でまた使う、極端な話、祭りに使うとか、こういったことになってきたら本末転倒になってきて、国民が税金を納めて、その再配分をなされて、地方公共団体に入っているわけです。だから、そういった法の改正等は、予算の編成の変更を求めるといふ解釈でもあると思いますので、そのあたりはシビアに、我々も計算をしていきますけれど、人事も適切にお願い申し上げたいと思います。また、今後はこども・女性局長と配置計画をしっかりと協議いただき、適切な現場が、一日も早く適正な運用ができるようお願い申し上げたいと思います。以上です。

○**今井委員** こども家庭相談センターの人の配置の話がありましたので、関連で聞かせていただきたいと思います。

どのくらい数が変わっているのかを、ホームページにある資料しかわかりませんでしたけれども、平成23年から平成27年まで見させていただきました。総数にして、平成23年が、中央こども家庭相談センターと高田こども家庭相談センターと合わせて94名という人の配置があります。それが平成27年は、平成26年実績ですけれども、105名ということで、数的にはふえている結果になるのですけれども、平成25年と平成26年の実績のところ、数は変わっていませんでしたが、記載の中で、平成25年は嘱託で、常勤嘱託が7人と書いてありましたけれども、平成26年は常勤と非常勤ということで、

その書き方が分かれていました。常勤嘱託3名、非常勤嘱託4名というカウントになっていましたけれども、これはカウントの仕方が変わったのか、嘱託でも雇用形態が変わったのか、教えていただきたいと思います。

○乾こども家庭課長 今井委員のおっしゃられました嘱託職員の記載の方法、今手元にそのホームページの資料がないので、すぐに答えかねます。すぐに申し上げられませんので、調べてご報告させていただきたいと思います。

○今井委員 枡井総務部次長で、もしわかりましたら、教えていただきたいです。

○粒谷委員長 枡井総務部次長、わかりますか。

○枡井総務部次長（人事課長事務取扱） 手元に、総数は持っているのですがけれども、その嘱託の内訳がありませんので、申しわけございません。

○粒谷委員長 今井委員、それでは、また後日に、皆さん方の委員のほうに。

○今井委員 そうですね。

それで、この近畿圏と比べてどうなのかということで、大体人数的にもいつも比較になる滋賀県は、中央子ども家庭センターと彦根子ども家庭センターという、奈良県と同じ2カ所のセンターを持っています。この2カ所の合計を見ますと、滋賀県では常勤職が81名、非常勤が48名で、129名、奈良県は常勤が47名で、非常勤が58名で、105名で、人数全体でも24名少ないことがわかります。それから、常勤と非常勤の割合を調べますと、滋賀県は常勤が6.3に対して非常勤が3.7、奈良県は常勤4.3に対して非常勤が5.7で、非常勤が相談業務の職場の中で多いというのは、やはり責任を持っていかなければいけない部分、もちろん非常勤の方が責任を持たないと言っているわけではありませんけれども、安定した雇用形態の中できちんと仕事をしていただくのが必要ではないかと思っております。

先ほどの話では、平成31年までに22名が必要だと言われていましたけれども、現在の時点で、滋賀県と比べても24名少ない実態がありますので、実態に合わせた人の採用をぜひ進めていただきたいと思っておりますが、人事のほうで、もしお考えがありましたらお尋ねしたいと思います。

○枡井総務部次長（人事課長事務取扱） 担当課からは常々、児童福祉司1人当たりの人口という資料を見せられており、奈良県は非常に1人当たりの人口が多いという資料も見せられています。今の委員のお話とは違うかもしれませんが、ただ、1人当たりの人口が多いとか、人数が少ないということだけでは、多い、少ないということが判断できないと、

先ほどその旨を申し上げたつもりですが、総合的に見る必要があると思います。担当課としっかり意見交換して、検討していきたいと思っています。

○今井委員 ぜひ他府県の状況などももう少し詳しく調べていただきながら、本当にセンターとしての役割、県民の期待がしっかり果たせる体制を進めるようお願いしたいと思います。以上です。

○梶川副委員長 簡単に、質問のような、要望のような話をしたいと思います。さきの初度の委員会は欠席して、申しわけございません。

きょう、ここへ登庁したら、柘井総務部次長が、きょう私は、委員会に出ますので、よろしくと言われ、どこですか言ったら、人事ですと言われて、人事課と言ったら、私はぱっと頭にひらめいたのがありました。4～5年前に発達障害者が出勤したりしなかったり、長期欠勤したりしていて、結局やめたのを聞いたことがあり、今さらどうしようもないことですから、そのことは問題にしません。ただ、人事でしたら、この前、9月6日に障害者政策推進トップフォーラムが奈良ロイヤルホテルであり、それを聞きに行かれましたか。そこでは、幾つかの優良企業を表彰されたのですが、NPO法人障がい者就業・雇用支援センター理事長、秦政さんという方が自分の体験談、苦労話を随分話をされ、なかなかいい話でした。そういう話を県庁でもきちんと聞いて、民間職場や、いろいろなところへ押しつけるだけではなく、県自身が変わっていかなければいけないというのがずっと頭にあって、柘井総務部次長が人事でしたら、あれを聞きに行きましたかと言ったら、いや、行っていませんと、そんなことがあることもご存じない感じでした。

先ほど福西こども・女性局長もいろいろなことが変わっていかなければいけないということをおっしゃいましたが、そのとおりだと思います。きょう、ここへ理事者、課長、局長などが14名、ここに名前が書いてある。後ろの一般職の方は結構ですが、この14名の職場で、あの講演を本人が行かなくても、代表として行かせたという部署がどのくらいあるのか。聞きに行った部署、この14名のうちで手を挙げてみてほしい。

もちろん課長でなく、部下が行ってもいいのです。今も3人しかいないという、それはいろいろ言い分も事情もあるのだと思いますから、一方的に私がそれを聞きに行きなさいと言うのではないけれども、あのような立派な人の苦労話はきちんと聞いていただいて、県庁でも大いに勉強して、人事課は特に、中の人事の配置ばかりを考えるのではなく、そういった障害のある人たちをどう雇用していくかをきちんと研究をしてほしいと思います。要望にとどめますけれどもお願いします。以上です。

○粒谷委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

それでは、理事者の方のご退席願います。

委員の方は少しお残りいただきたいと思います。

(理事者退席)

それでは、本日の委員会を受けまして委員間討議を行いたいと思います。

委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使ってご発言願いたいと思います。

まず初めに、8月に行いました県内調査の概要について、ご報告をさせていただきます。

県内調査は、平成28年8月25日に実施し、葛城市こども若者サポートセンター、生駒市みっきランドについて調査を行いました。

調査の概要として、葛城市では、母子健康手帳の発行時から切れ目のないフォローで妊婦を支援していくことなど、児童虐待の予防につなげていました。また、さまざまな悩みや困難を有する子ども、若者を総合的に支援する体制が整備されていました。

また、生駒市では、親子で外出しやすいよう施設を整備し、各種子育て広場で気軽に相談できる体制になっていました。乳児家庭全戸訪問事業で、子育ての情報が確実に伝わる仕組みができており、不安を感じた母親が必要なサービス提供の支援などを受けることができていました。

以上、県内調査の報告といたします。

それでは、ただいまの報告を含めて、今後、当委員会の所管事項である少子化対策、女性の活躍促進について、委員間討議などで議論を深めてまいりたいと思いますので、各委員から今後の取り組みについて、ご意見やご提言があればと考えていますが、いかがでしょうか。

○川田委員 前回、県内調査に行かせていただき、市町村の取り組みで、非常によいものがある。葛城市などでは、テレワークということで、お母さんたちがちょっとした仕事ができる。また、その間、子どもを預かることができるとか、葛城市長から直接説明もありました。生駒市もそうで、多くのことを取り組んでおられて、非常にいい環境が整ってきているのではないかと。

ただ、いつも思うのですけれども、市町村の仕事は、基礎自治体であって、ところが、県というのは広域行政なのです。これは地方自治法、法律上でも明記されている、しっかりと分かれているもの。ところが、いつも議論等々を聞いていますと、全く同じような感

覚でやっている。生駒市の方もおっしゃっていましたが、やはり県の仕事と市町村の仕事、これは明確にしてほしいということは、あのような場で言われるというのは、相当思いがたまっている証拠だと思います。また、葛城市でも、終わってから担当の方と話をしていましたら、やはり同じようなことをおっしゃっていて、今後議論していく上において、重要なのは、そういったところを県として、広域行政としてどのようにやっていくのかと。だから、市町村がやっているからそれに補助金をあげるとか、そんな話は、余っていたら出したらいいと思うので、議論を別にする必要はないと思うのです。

だから、県の仕事は県の仕事で十分にやっていかなければいけないものがあると思いますので、そういったところを十分にみんな認識して議論に入っていないと、また、市町村の事務と県の事務が一緒になって、こんなことをすればいいのではないかと、あんなことをすればいいのではないかと。それは行政事務として本当に体をなしていないのではないかと、こう思うのが市町村の方の意見なのです。私も市町村で多くの方と話をしてきましたから、本当に多いのです。だから、そのあたりをきちんと分けていただきたい。

そして、県の仕事というのは、特にそうなのですが、市町村の仕事をサポートして、そして、広報など見ていたら、これを県がやりましたとか、これで奈良県がよくなりましたとか実績報告していても、いや、そうかなと思うのです。そうではないでしょう、市町村の方がほとんどやっていることではないですか。やはりそこは明確に分けて、広域行政の仕事とは何なのかということをやっていないと、これは市町村の方から本当にクレームが多いことなのです。なぜ我々が頭を使って、一生懸命体を使って、汗をかいてやったのに、何で県がやったことになっているのだということは、本音の話で本当に多い話ですので、そこを明確に分けていかないと、予算も別々にあるので、そこを委員長にも今後お願いしておきたいと思います。以上です。

○粒谷委員長 わかりました。おっしゃるとおり、県と市町村の役割分担というのは、これはもう明確にしていきたいと思っています。

ほかにございませんか。

○安井委員 この間、生駒市のみっきランドへ行ってきましたが、漢字で、幹という字があります。これから引用した語源で、子ども、幼児期、木の苗木でもそうですけれど、幼児期の苗木は細々とすつと種から芽が出た状態で、将来は大木になると。けれど、今は生えて、根が生えて、まだ水をやらないといけないとか、日陰をきちんとしないといけないとか、いろいろそういう時期を大切に育てないといけないと。つまり、大木になるために

は、幹を、しっかりしないといけないというところから、幹を使った語源でみっきランドということになったと担当者から後々、聞きました。それをみんなに聞かれたら言ってほしいと言われたので、そういう子どもたちの成長期の幹を太くするための大切な時期をここで過ごしてくださいということです。また、今、核家族で、家庭で子どもたちを見る時間が非常に少ない。

先ほどの話もありましたけれども、女性が社会進出するという一方で、一つの受け皿になる。そして、また、仕事に出られない、子どもをまだ見ている時期で出られないという悩みがあると。悩みがあるのに、なかなか相談する場所もないので、そこへ来れば、同じ悩みを持った人たちに出会えるし、子どもたちも友達ができて、楽しく遊べるので、非常に盛況になってきたということです。これからも続けたいし、生駒市はそれを見て、月曜から金曜まででは物足りない、土日もあけてほしいという生駒市からの強い要望で、ここに書いていますように、土日もあけたと。土日をあけたことによって、父親も顔を出すようになってきたということをおられ、子育ての大切な時期に父親も参画する機会を市がつくったということ、県が推奨したというよりも、むしろ市のほうから沸き上がってきた一つの例ではないかと思えます。これからも、どのくらいの予算をかけてるのか、それは市のことでわかりませんが、そういう機会をつくっていくような、県も方針を打ち出してやれば、若い人たち、特に子育ての時期の母親の悩みなどといった相談ごとがそこでうまく発散するには、非常にいい機会ではないかと思っています。

指導される方は、元保育士であったり、幼稚園の教員であったり、子どもに携わってこられた方で、非常にノウハウもしっかりしておられるということで、ボランティアですけれども、退職後の一つの自分の生活リズムの中にそれを取り入れておられるということで、うまく回っているのではないかと思いました。以上です。

○藤野委員 私も川田委員、あるいは今井委員がおっしゃられた人的配置で、これも非常に重要な問題であろうと。この補正予算にも就学前教育推進事業では、この就学前教育アドバイザーの配置、あるいはアドバイザーに対する養成研修で、こういう人に対する予算措置は、教育にも当てはまるでしょうし、非常に相談窓口が少ない奈良県、カウンセラーの少ない奈良県、近畿に比べても断トツで少ないのが奈良県の現状で、そういった人的配置、人に対する予算を投じていくという、これを委員会として明確に打ち出す必要もあるという、同調した意見ですけれども、私自身もそのように思いますので、今後ともそのように進めていただきたいと思います。

○粒谷委員長 おっしゃるとおりです。まず、マンパワーの不足で、きょうも総務部次長の答弁がありましたけれど、本当を言えば、年末ではなく、10月には専門職のとり合いになるので、できれば早く公募されるほうが、いいのではないかと思います。やはり先に大阪府が公募されたら、そちらに先に人が行ってしまうので、専門職は限られていますので、私から言えば、皆さん方の意見は、少し生ぬるいという気は持っていました。10名が本当に確保できるのかという話も出てきますので、確かにおっしゃるとおり、マンパワーの充実は、特に大事なことなので、この委員会としてもしっかりと訴えていきたいと思えます。

ほかにございませんか。

○今井委員 先日、ニュースを聞いていましたら、今結婚する4組に1組が再婚をされていると。しかも、子どもを連れての再婚というパターンが結構ふえているという話でした。私も、この間、相談に乗ったのも、再婚をされたご夫婦のお父さんの相談で、子どもとの対応や、奥さんとの対応がもう一つうまくいかないということで、ちょっとDVや虐待などになったのですが、男性のそういう相談に乗るところがないということがあり、相談をいろいろしてはいますが、そうしたこともきちんと位置づけてほしいという思いがありますので、よろしくお願ひします。

○山中委員 きょう、こうして県内調査の概要をいただき、実は、私も議員になってまだ1年少しで、こういう各委員会の県内調査をこれまで3回、4回経験させていただきました。そして、この写真にありますように、一堂にバスに乗って移動される方は、毎回5名か6名、理事者も入れても7～8名です。そう思いますと、規模に合った移動手段をもう少し委員会として考えていいのかという、内容的な話ではなく、非常に即物的な話で、提案というか、お願ひしたいと。

いつもたくさんの人に見送っていただいて、乗っている人を見ると、寂しいと思ひながら、出発するバスを見ておりますと、もう少し小ぢんまりとした移動手段であってもいいのかということをおもいます。これは全体的な経費の節減にもなると思ひますので、ぜひとも考えていただければと思ひます。

○粒谷委員長 おっしゃるとおりです。(発言する者あり) いやいや、どの委員会もだけれど。あれは、どうして大型車で、小型か中型にはならないのか。

○安井委員 臨機応変に、その参加者数を見て、中型もありました。

○粒谷委員長 中型でいいのではないかな、あんな大きいので、本当に不細工で、調査先

も、どれだけ多くの人を乗せてきたかと思う。次から何かの委員会で、当然来年もあることですから考えます。わかりました。ありがとうございます。

それと、この県外視察については、特別委員会ですけれども、例えば皆さん方で、大事なところなので、例えば日帰りでも構わないので、一度どこかへ行こうかというご提案があれば、12月までにご意見を下さい。

これで終わります。